

岐阜県における生存権保障運動の現状と課題

— 生存権アクションぎふの活動から —

高 木 博 史

はじめに

- I. 岐阜県における生存権保障運動の現状
- II. 生存権アクションぎふの設立とその活動
- III. 生存権保障運動の課題
- IV. むすびにかえて ～岐阜県における生存権保障運動の発展のために～

はじめに

今日、アベノミクスで景気が好転するという安倍政権の主張とは裏腹に、生活保護受給者の増加や非正規雇用が4割を超え、奨学金返済に苦しめられる若者の急増などが社会問題となり、貧困と格差の拡大はとどまるところを知らない状況が続いている。

2012年に政権についた安倍政権による一連の生活保護制度をめぐる「改悪」の流れは、芸能人親族の生活保護受給が、実際にはそうしたものではないにもかかわらず「不正受給」ではないかという報道に端を発し、そこから始まる執拗な生活保護バッシングを受けて改正された生活保護法や反貧困運動関係者の中でも賛否が分かれている生活困窮者自立支援法の成立につながっていった。(筆者は、生活保護受給者と生活困窮者自立支援法における「生活困窮者」の間に分断が生じるのではないかという意味で生活困窮者自立支援法の成立には懐疑的であった。)そして、さらに生活保護基準費を2013年から2015年にかけて最大10%の引き下げを行うこととなった。この下げ幅は、戦後最大であり、厚生労働省は物価下落率を参考としての基準見直しであると主張しているが、しかし、その手法は、食料品などと比較し、日常的に頻繁に購入することがなく、近年、大幅な技術革新が進み安価で高性能な商品も少なくない家電製品の物価下落率を恣意的に選んでいるかのような「物価偽装」ともいえる手法による基準見直しであることが明らかになっている¹⁾。こうした生活保護受給者に対するバッシングやそれを受けての政策遂行によって、まさに今、日本国憲法第25条で規定する生存権が「危機的状況」に陥っているといえる。

生存権を守ろうとするたかひは、過去の1957年に提起され、わが国の社会保障運動全体にも大きな影響を与えた朝日訴訟をはじめ、2005年に全国9都府県で提起された生活保護制度におけ

る老齢加算廃止に対する裁判運動（これを、いわゆる「生存権裁判」という。詳細については後述する。）、そして、2013年～2015年における生活保護基準引き下げに対する裁判運動が挙げられる。

岐阜県では、2013年～2015年の生活保護基準引き下げに対する不服審査請求運動としては一定の数を集めたものの、裁判原告としては存在しない。また、2005年に全国で提起されている老齢加算廃止に対する裁判の原告も存在しない。しかし、生存権の危機が差し迫る中、生存権を守るたたかいは新たな局面を迎えているとっていいだろう。

本稿では、こうした取り組みの一つとしての「生存権アクションぎふ」の活動から、岐阜県における生存権保障運動の現状及び課題について考察することを目的としている。

I. 岐阜県における生存権保障運動の現状

まず、岐阜県における生存権保障運動の現状を知るにあたり、生存権保障運動と反貧困運動は密接に関係し影響しあっているとってよいだろう。そうした観点から「ぎふ反貧困ネットワーク」及び「フードバンクぎふ」の活動を見て行きたい。

① 「ぎふ反貧困ネットワーク」について

派遣切りや非正規職員の増加などが社会問題となり「反貧困ネットワーク」は2007年に設立され、2008年末から「年越し派遣村」などが開催され、社会に貧困問題への関心を向けさせることとなった。こうした動きの中で、2008年には「ぎふ反貧困ネットワーク」が設立にいたったが、その経緯については自由法曹団の発行する「団通信」に詳細な記述を見ることができる。ようやく貧困問題が社会問題として認識され始めたきっかけとなった「イベント」でもあったといえることから、こうした動きを受けた「ぎふ反貧困ネットワーク」結成の経緯は、当時としては先駆的・画期的な取り組みであったと評価できるのではないだろうか。

小山哲氏の「ぎふ反貧困ネットワーク設立の報告」²⁾によると、学識経験者や各種団体育志などが集まり岐阜県における貧困問題について合計6回の懇談会を持ち、8月3日の設立総会には約100名が参加した。設立直後より生活保護申請などに関する相談を受け付けるなど活動行ってきた。また、フードバンクの活動紹介と暮らしに関する悩みごとなどについて必要に応じて専門家の斡旋も含めた「何でも相談会」の企画を後援するなど他団体との連携し、貧困問題の社会的な問題提起・啓発活動などを行ってきた。

一方で、中心メンバーの活動負担の増加や異動などにもとない必ずしも活発に活動が展開されてきているともいえない側面も持っており、活動の継続性などについて課題が残っているというのが現状である。

② 「フードバンクぎふ」の活動について

次に「フードバンクぎふ」の活動について見て行きたい。「フードバンクぎふ」は、2013年に設立され、生活に困窮する者、とくに食料の確保が困難な困窮状態にある者に対し、賞味期限が近づいた食料や形が悪く店頭では販売できない食料などを譲り受け、生活困窮者に対し食糧支援を行うボランティア組織である。「フードバンクぎふ」のパンフレットによると年間1900万トンの食料品が破棄されている実態があり、その中の約37%は、食べられるものであることが記載されている³⁾。

わが国は、申請主義をとっており、生活保護申請から生活保護支給決定までには長ければ一ヶ月近い時間的なズレが生じることもある。生活保護申請を行う者は既に食料の確保が困難な状況にある場合も少なくない。また、生活保護を既に受給していたとしても必ずしも金銭管理がうまくいかず、支給日前に保護費を使い果たしてしまう者も存在する。こうした場合、「フードバンクぎふ」による食糧支援によって何とか生活しているという場合が少なくない。人間は食べるものがなければ当然ながら餓死の危険も生じることからまさに「生存権」を守る活動といえるだろう。

一方で、ボランティア組織であるが故に常に資金不足、人材不足といった状況が続き、ぎふ反貧困ネットワークと同様にスタッフにはかなりの負担がかかっている側面は否めず課題となっている。

これまで、2つの団体について見てきたが、専門職による相談支援型の活動と実際の生活支援型の活動に大別されるといえるだろう。また、今日、岐阜県においても全国的に広がりつつある「子ども食堂」の実践も見られるようになった。「子ども食堂」の実践は、生活支援という側面もあるが「居場所づくり」あるいは、貧困に起因する社会的孤立を防ぐという意味で「サロン」といった機能にも注目することができる動きでもある。

一方で、こうした状況のなかで、市民を対象にした「学習」あるいは貧困問題に関する啓発活動を志向する「生存権アクションぎふ」の試みは、新たな反貧困・生存権保障運動の形となりうるのではないかと期待されている。

Ⅱ. 生存権アクションぎふの設立とその活動

1) 生存権裁判支援運動の広がり

「生存権アクションぎふ」の設立経緯に言及する前に、生存権裁判とは何かということについて改めて確認をしておきたい。

生存権裁判とは、生活保護制度における高齢加算が2004年から引き下げられ、2006年に廃止され、結果的に、月約10万円の保護費から約2万円の減額がなされる状況を引き起こし、生活を

苦しめることになったことに対する裁判である。老齢加算制度は、原則 70 歳以上の高齢者の生活保護費に月額 1,000 円を加算したものであり、1960 年度から開始されてきたものであるが、「消化吸収の良い食品の購入や暖房費、冠婚葬祭費など高齢者の生活状況や健康状況に鑑み、「特別な配慮」として認められてきたものである。つまり、「特別な配慮」がなされた状態で「最低生活基準」を満たすという考え方をとってきたのである。こうした考え方に基づく老齢加算の廃止は、言うまでもなく生活保護基準の引き下げであり、それは、年金、介護、医療、保育、最低賃金、就学援助の基準引き下げにも連動するために、このたたかいが、高齢者のみならず、多くの国民生活に多大な影響を与えるという意味で「生存権裁判」と呼ばれている⁴⁾。

わが国の生存権保障運動における生存権裁判はこのように位置づけられるが、2013 年～2015 年にかけて行われた生活保護基準引き下げについても、この老齢加算の廃止とともに生存権の危機的状况を示しており、これらのたたかいを「新生存権裁判」と呼ぶこともある。そして、こうした裁判を支援する運動が全国で展開され始めてきている。

2) 「生存権アクションぎふ」設立のきっかけと準備会の結成

生存権アクションぎふの設立は筆者が、既に触れた生存権裁判を支援する全国連絡会の現会長である井上英夫氏と面識があったことである。筆者は、高齢者研究運動を展開する全国老人福祉問題研究会のホームページ管理者でもあり、井上氏は、この会の会長も兼任している。

筆者は、沖縄県において 2009 年に社会福祉士事務所いっぽいっぽを立ち上げ、特定非営利活動法人いっぽいっぽの会を経て 2016 年 7 月まで一般社団法人自立生活サポートセンターいっぽいっぽの運営にあたり、主に生活困窮者支援を担ってきた経緯がある。中でも、2009 年 12 月には社会福祉士として 70 代女性の生活保護裁判の支援を行い、全国で初めての生活保護開始仮の義務付け決定を獲得したことから沖縄での生活保護裁判への注目が高まり、2011 年、沖縄県を会場に全国生活保護裁判連絡会の総会が開催されたことによって、井上氏との連携が深まっていった。こうした経緯を持ちながら筆者が仕事の都合で岐阜経済大学へと赴任し 1 年が立った頃、井上氏より「岐阜にも生存権裁判の支援組織が欲しい」という話があり、支援組織の準備に入ることとなったことがきっかけである。

そして、2015 年 1 月 22 日、岐阜県教育会館にて、県内の反貧困運動、高齢者運動、訴訟支援運動等の関係者 9 名が集まり「ぎふ生存権裁判を支える会準備会（仮称）」が結成された。一方で、岐阜県には、それまで直接的に生存権裁判を支援する組織は事実上存在しておらず、また、生存権裁判の原告となっている者もいなかった。しかし、安倍政権下における戦後最大の生活保護規準引き下げ、そしてそれに加えて冬季加算や住宅扶助の見直しも議論され始めた時期であり、新たな生存権を守るたたかいが必要になってきていた時期だといえるだろう。準備会の結成後、すぐにブログを開設し、話し合われた内容の情報の公開や普及に努めてきた。

第 2 回目の準備会において「生存権アクションぎふ」という名称が決定された。これは、生存

権裁判の原告がいないことから「生存権裁判を支援する会」として中心的な活動の柱となる裁判支援という活動が、事実上、近隣県の支援という程度にとどまるため独自の活動の展開を行っていく必要性から名づけられたものである。準備会は合計5回開催されることになり、2015年6月28日を「生存権アクションぎふ」の結成総会とすることを決定した。

準備会の議論の中で、会の目的を広く市民に生存権に関する学習の機会を提供していくことを柱とする方向性が打ち出されたことで、全国に展開されている生存権裁判の支援組織のなかでもユニークな特徴を持つ団体として認識されたようである。

3) 結成総会とその後の活動

(1) 結成総会

結成総会では、2本の報告がなされた。井上英夫氏による第一報告では「原告がいない県における支援組織結成の意義」というテーマである。生存権裁判においても生活保護基準引き下げ訴訟のどちらにおいても原告がいない岐阜県にとっては、このテーマはまさに「生存権アクションぎふ」の存在意義にもかかわってくることである。確かに原告がいないのになぜ裁判を支援する会が必要なのかという疑問がでてくるのは当然である。

生存権裁判を支援する会全国連絡会編『朝日訴訟から生存権裁判へ』（あけび書房、2014年）には、原告のいない県として先駆けて活動を開始した愛媛県の事例が次のように取り上げられている⁵⁾。

生存権裁判を支える愛媛の会は原告がいない支援する会です。「どうして支援する会ができたの？」とよく聞かれますが、生存権裁判で問われていることは私たちの問題だったからです。設立にむけて地元の方々と話せば話すほど、愛媛の貧困状況が見えてきました。年金だけでは食べていけない。自営しているが、続けるほどに赤字が大きくなる。就職活動を重ねても正社員に就けない。母子世帯のつらさ。それで、裁判支援とともに、愛媛の最低生活保障にかかわる問題に決めました。

すでに述べたように生存権裁判は、その事件の対象こそ老齢加算の廃止問題が問題となっているが、愛媛の事例が指し示すようにこの国の生存権のあり方全体に大きくかかわっている問題であり、対象となる原告が存在しようとしてなかりと運動そのものの強化が望まれていた。また、井上氏が指摘したのは、「原告がいない県からも自分たちの県の裁判を応援してくれているという事実が、原告を勇気づける」という旨の指摘もあった。

第2報告は、生存権訴訟愛知弁護団事務局長である森弘典弁護士による「愛知県における生活保護基準引き下げ訴訟の展望と課題」テーマで報告を頂いた。岐阜市近郊は愛知県、特に名古屋市までは一時間弱で行けることから今後の活動展開としても愛知県への応援や連携は大いにあり

うるといえる。

当日は、一般市民の参加者も含め約 30 名が集まり結成総会が遂行された。

(2) 「生活保護を削るための物価偽装の闇を暴こう」(第 1 回学習会)

結成総会から約 3 か月後、初めての学習会を岐阜県教育会館にて開催することとなった。「生活保護を削るための物価偽装の闇を暴こう」というテーマで、この問題を精力的に追及している中日新聞名古屋本社生活部編集委員の白井康彦氏を講師に迎え、生活保護基準引き下げの根拠として用いられたデータであり、物価下落率を考慮したといわれる生活扶助相当 CPI が実態と大きくかけ離れたものであり、「物価偽装」といえる厳しく追及していることが学習会で共有されることになった。

当日は、学習会実施場所の駐車場や交通アクセスの問題を抱えながらであるものの約 20 名の参加者を集めることができた。当日の様子は、小さな記事であるものの中日新聞でも報道された。

市民の学習会が、東海地区でもかなりのシェアを持つ新聞社の記事として配信されたことは、今後の運動展開にとって大きなプラスとなるであろう。それは、記事となることでこうした学習の機会を求めている市民とつながることができるからである。今後の運動展開において、学習会の内容はもちろんであるが、マスコミ戦略の重要性を示唆する意義のある企画となったといえよう。

(3) 「釜ヶ崎スタディーツアー」

当初年間計画にはなかったが、どのような活動を展開していくかという議論の中で、学習会ばかりでなくフィールドワーク的な要素のある企画も面白いのではないかとということで急遽開催することになった企画である。また、それまで、赤字幅の大きかった財政基盤の立て直しを図るために、カンパを含みやや高め参加費(10,000 円、交通費込)を設定した。周知期間は短かったものの 8 名の参加者があった。

当日は、大垣駅から新大阪経由で大阪市営地下鉄御堂筋線動物園前で下車、徒歩で釜ヶ崎に隣接する飛田新地を通過し、釜ヶ崎の最寄駅の新今宮駅方面に向かうルートである。途中の飛田新地はいわゆる「花街」であり、同じようなつくりの建物が軒を並べ街並みが独特な雰囲気を出している。女性の来客は好まれず、写真撮影も不可といった地区であるが、わが国最大の日雇い労働者の町である釜ヶ崎に隣接し、格差や貧困、女性問題といった複雑な思いが交錯する場所でもあり、参加者もある種の衝撃を受けていたようである。

その後、現地にて漫画家であり「釜ヶ崎のまち再生フォーラム」の事務局長のありむら潜氏より 1 時間ほどの釜ヶ崎のまちについてのレクチャーを受け、まち歩きを行った。

まち歩きでは、簡易宿泊所(いわゆるドヤ)や日雇い労働者が求職活動などを行う「あいりん

総合センター」、日雇い労働者向けのシェルターなどの見学をさせて頂く事ができた。

また、釜ヶ崎のまちで暮らしてきた当事者の方との懇談の時間も設定され、「釜ヶ崎で暮らす」ということがどのようなことであるのかということを考えさせられた1日となった。

「釜ヶ崎」という地名は、現在は存在せず日雇い労働者や労働運動関係者の間で使われてきたという呼称で大阪市西成区の一部を指しているが、この地区に対する一般的なイメージは、日常的に差別や偏見に晒され、率直に良いとはいえない。しかし、実際にこの街で暮らす当事者の話を聞くことで、労働者の誇りやどんな事情を抱えた者でも受け入れていく包容力といったものを感じることができた。

参加者の感想も比較的好評だったこともあり、今後の活動においても学習会のみならずこうしたフィールドワーク的なものを企画していくことも一つの方向性であることが示唆された。

（４）「生活困窮者自立支援法現状と課題」（第２回学習会）

第２回目の学習会は、「生活困窮者自立支援法の現状と課題 ～施行１年 窓口から見えてきた実態～」というテーマで、行政から委託を受けている「ぎふNPOセンター」の生活困窮者自立支援相談員の有田朗氏にご報告を頂いた。

生活困窮者自立支援法については、反貧困ネットワークの事務局長や派遣村の村長を経験し、わが国の反貧困運動をリードしてきた湯浅誠氏らが推進してきたものだが、生活保護法との関係や委託事業者と行政の関係、あるいは法施行によって生活保護に至らないが現実には就労まで結びつくことが困難な「法のはざま」となるおそれが高い相談者の発生、水際作戦を誘発するような窓口対応など様々な懸念材料も多く、賛否両論が激しく対立していたこともあり、施行後１年後の状況についてひじょうに興味深いものがあった。

話の中で、事業も運用も「人任せ」である現実が課題となっており、今後、どのような事業展開を行っていくかというところに大きな課題が残っており、生活困窮者の自立支援の到達点をどこに持っていくのかという明確なビジョンの必要性が指摘された。

参加者は、初回の学習会と同様に約20名であり、この問題に対する関係者の関心の高さを示唆しているといえる。

（５）設立１周年総会（第２回総会）

2016年6月25日には、設立１周年を記念して、事務局よりこれまでの活動報告と「生存権訴訟の今後の展望」というテーマで生存権裁判愛知弁護団に参加している多治見市の法律事務所に所属する長谷川希弁護士に、争点や立証のポイント、今後の展望などについて語って頂いた。

長谷川弁護士の話の中で、裁判の中で、保護費を削減された生活保護受給者の生活実態をどのように伝えていくのかということが大変大きな争点になるということが分かってきた。

マスコミの報道等では受給者が保護費でパチンコなどの娯楽に興じているといったものもあるが実際にはそうした状況でなく切り詰めた生活を送っていることがほとんどであるということである。支援者として生活の実態を明らかに、それを表現していく力の必要性を改めて感じさせられた。そのためには、私たち自身が貧困問題や生活保護制度についての理解を深めていくことが不可欠である。

参加者は、企画の事前の周知があまりうまくいかなかったこともあり、10名とやや少なめだったが、改めて今後の方向性を確認することができた。

3) 1年を経過しての活動総括

結成総会、設立1周年の記念総会を含め学習会を4回、フィールドワーク1回の活動を行った。必ずしも、企画の周知や広報が必ずしもうまくいってなかったり、急遽企画したものがあつたり、段取りがうまくいかなかったものがなかったわけではないが1周年を向けえることができたことは、今後にとって大きな収穫であったといえる。また、活動というわけではないが、2015年7月に衆議院で強行採決が行われた安全保障関連法について「社会保障削減の裏で戦争国家づくりを進める安全保障関連法案の撤回を求める代表声明」をブログを通じて発信した。この声明は、防衛費が5兆円を越えてくる中で生活保護費が3年間で670億円の削減されたことなどに対し、平和の下に生きる権利＝平和的生存権の実現のために政策の転換を求めた声明である。

こうした活動や意見表明などを定期的にあるいはタイムリーに行ってきたことは、まだ組織体としては成熟しているとはいえないが、裁判支援を中心とする生存権保障運動とは別のひとつのあり方を提示することはできたのではないかといえる。

Ⅲ. 生存権保障運動の課題

1) 今日における生存権保障運動の限界

ここまで、岐阜県における「生存権アクションぎふ」の結成から1年に渡る経緯について振り返ってきた中で、今日における生存権保障運動の限界についても少しずつ見えてきた。

たとえば、定期的に学習会を開催していくためにはどのような準備が必要かといったことや本当にこの活動を継続できるのだろうかといった不安が生じてきたときもあった。それは、組織としての脆弱さでもあり、活動の不安定さに直結するものでもあるために課題を整理しておく必要がある。

本章では、今後の運動展開としてより広範で多くの市民への貧困問題や生存権に関する問題に関心を向けてもらうためには何をしていかなければならないのか活動を通して浮かび上がった課題について具体的に考察していきたい。

2) 担い手の高齢化

まず最初に指摘しておかなければならないことは、活動を担う中心的メンバーの高齢化である。 「生存権アクションぎふ」の準備会の結成時に結集したメンバーも高齢化が進んでいたが、その後、中心的メンバーと継続的にあるいは定期的にかかわっていくことは健康上の理由も含め困難な場合も少なくない。

生存権保障運動に限らず社会運動全体的な傾向であるといえるかもしれないが、総じて「団塊の世代」といわれた戦後直後の1950年前後に生まれた人々が運動の中核を担っていることも多い。こうした人々は、学生時代などにいわゆる「70年安保闘争」のようないわば学生運動や社会運動の波とともに青春時代を過ごしてきており、社会人となってからも公害問題などをはじめとするさまざまな社会問題に対する関心を持ち続けてきたといえる。そして、そうした人々によって、今日の社会運動・市民運動の多くが担われているといっても言い過ぎではない。

一方で、高度成長期から安定成長期へと変わる1970年代中盤以降に生まれた人々は、物質的にはほぼ一通りのものがそろっている環境で、社会全体が比較的「豊か」となってくる中で成長してきており、取り立てて「社会」に対する「不満」や「変革したい」といった強い気持ちを持つには至らなくなってしまったといえるだろう。その結果、何かの強いきっかけがない限り、社会運動や市民運動に自ら関心をもって積極的にかかわろうというものは非常に少なくなり、社会運動・市民運動全体の高齢化が進んでしまったといえる。

そのような意味で、若い世代を運動に巻き込んでいくためには何をしなければならないのかということを考えていく必要があるのではないだろうか。

3) メンバーの固定化

「生存権アクションぎふ」の結成の経緯からも代表である筆者が、他県における反貧困活動等を通し、偶然にも生存権裁判を支える全国連絡会の会長と面識があったということが設立を後押しした要因の一つであることは否定できない。そうした意味で、新しい運動団体の立ち上げや運動の継続について「人」の存在は欠かせない要件となっている。たとえば、岐阜県内の社会保障にかかわる他の運動団体も事務局長や代表の異動などのために、タイムリーに運動にかかわることが困難になると活動が縮小したり、停滞しているケースも存在している。

また、社会保障運動などに関して様々な要求運動を展開している団体もあるが、ネットワーク的な組織を作った場合、各団体からメンバーが「派遣」されるような形態とならざるを得ない。こうしてコアメンバーの固定化が生じてしまう実態が存在する。

もちろん活動の中核を担うメンバーの入れ替わりが激しければ安定した運動の継続はできないが、一人の者が複数の問題に対して関わっていることも多く、運動の広がりという意味では大きな課題となっている場合も少なくない。運動を進める原動力という意味では、参加する団体の力

は大きいですが、安易にそればかりに頼らず、個人として私たち一人一人が少しずつでも職場や自分の関わる場所において仲間を増やしていく努力が求められている。

4) 情報発信の弱さ

次に、「情報発信の弱さ」について言及しておきたい。メンバーの高齢化や固定化とも関連するところもあるが、たとえば、ブログやインターネット、あるいはメーリングリストや SNS といったツールについて基本的な知識や操作が難しい場合が存在する。また、こうした「ツール」の管理を行う者の存在が発信する情報量に大きな影響を与えている。

たとえば、学習会の案内や当日の様子などについてもチラシだけの拡散よりも SNS やブログ、インターネットを通じた拡散も有効である。実際に、こうしたツールの活用により、白井康彦氏を招き「物価偽装問題」を取り扱った初回の学習会では、当初の見込んでいた以上の人数を集めることができた。

一方で、これもやはりこうした情報を発信することが得意な「人」の問題は大きく、それまでうまく情報発信がなされていたとしても、そうした「人」がいなくなった途端に情報の更新が停滞してしまうという脆弱さを持っている。

従来であれば、紙媒体によるニュースレターや新聞といった形で情報の共有・普及もなされていたが、こうしたものの編集には当然ことながら人手が必要であることも言うまでもない。

今後は、こうしたインターネットを活用した情報拡散の際には、複数の人間で情報を管理していく方向性が求められるのではないだろうか。

また、インターネットが普及したとはいえやはり新聞等のマスコミの力というのは大きい。実際に取材に来てもらえるかどうかということは別問題であるにせよ、市民が企画するユニークな活動としてマスコミへの企画の周知などもできる限り行っていきたいところである。

5) 活動の継続性

次に、活動を継続させていく上での課題について考察したい。もちろん、すでに述べたように「人」の問題はあるが、財政基盤をどのように確立していくのかということは、車の両輪のようなものである。「生存権アクションぎふ」では、初年度は、5,000 円の黒字となった。こうした細々とした学習会を中心とした組織として黒字を計上で来たことはある意味では「珍しい」ことであるかもしれないが、その大半が寄付に頼っており、少し多めの寄付があったからこそ何とか「黒字」を計上しているだけであり、活動の実態としては、会費や学習会収入だけでは、実はほとんど成り立っていない現実が存在している。一方で、「事業体」というわけではないので「寄付」は有力な収入源あることから、粘り強く寄付を呼び掛けていく努力が求められている。そして、その際に活動をいかにわかりやすく伝え、共感を得ていくことができるかという方法について検討すべ

きであろう。

また、もう一つの要件として、活動どの場所でやるのかという問題が存在する。岐阜県は東西に長く地域としても東濃地区、岐阜地区、西濃地区、飛騨・高山地区といった4地域ほどに分けられていることも多い。やはり、交通アクセスや関連領域を持つ大学が立地しているところが活動展開の上では有利なことも少なくないために、岐阜市を中心とする岐阜地区での活動が多くなる側面は否定できない。また、各地区に同様の組織や活動体ができなければ連携といったことも事実上困難である。しかし、地道な活動の積み重ねが、その目的や理念の普及につながっていくので、焦らずにゆっくりと取り組んでいきたいところでもある。

6) 党派性をどう克服するか

「党派性」の問題は、広範な市民の連帯を広げていく上で大きな問題となってくるであろう。社会保障の運動にかかわる団体の中で、組織的に活動している団体としては、やはり日本共産党系の団体の力は大きい。しかし、市民運動として更なる広がりを期待するのであれば「共産党系団体」としてレッテルを貼られることで、一定の層の関わりが困難になってしまうことも現実問題として考慮していかなければならないことであろう。

「生存権アクションぎふ」の構成団体もこれまで生活困窮者の支援を行ってきた団体や裁判支援団体、年金者組合や医療団体といったいわゆる「共産党系団体」に所属しているメンバーも少なくなかったが、まずは、運動体としてスタートすることとなった。こうした状況において、既に組織されている団体や運動経験を持っている個人の加盟は、むしろ、頼もしい存在であることも事実であることも確かであるのでその長所を活かしながら、いずれ乗り越えなければならない「壁」を見通しながらの運動展開を図っていく必要がある。

一方で、安全保障関連法に反対する運動や貧困・格差問題が拡大する中で、政党同士の共闘が現実的に力を持ち出してきたことも事実である。今後こうした運動を政党・党派の枠をいかに乗り越えていくかということは重要な課題である。この件について、笹田参三は「ぎふ反貧困ネットワーク」の創設にあたり議論があったことに触れ、次のように述べている⁶⁾。

「ぎふ反貧困ネットワーク」は、準備会の段階から、政党との関係をどうするかが議論となった。元々の準備会構成は、共産党系といわれる団体個人が多かったこともあり、元新左翼系の参加者から議論が出された。当然のことであるが、最終的には、政党と等距離の位置で協力することで合意した。全政党と等しく協力共同をしていくことを確認した。

こうした組織としての合意は、広範な市民運動を行っていく上で、課題解決に協力してもらえらる個人や団体とはすべて協力・連携していくという姿勢を明確に打ち出したものであり、必要不可欠な姿勢である。「生存権アクションぎふ」には、まだ、合意はもちろん議論も始まっておらず、

大きな課題として残っている。

IV. むすびにかえて ～岐阜県における生存権保障運動の 発展のために～

ここまで、「生存権アクションぎふ」の活動とそこから見えてきた課題について考察を進めてきた。1年間の活動を通して見えてきたことは、貧困・格差が拡大する一方で、「自己責任論」を中心とした執拗な生活保護パッシングが行われている現実とどのように向き合っていくのかということである。そのためには私たち自身がこうした問題の関心を向け理解を深めていかなければならず、そしてその中心的な柱となる活動が学習会等の企画の実施ではないだろうか。

現在のところ、岐阜県には生存権裁判の原告は存在しないが、裁判支援運動のみならず新たな運動のあり方を模索していかなければならないだろう。また、県内の様々な反貧困運動とも連携を図っていく必要がある。もちろん、既に見えてきた課題もこれから解決していかなければならない課題もあるが、まずは、小規模でも活動を継続的にやっていくことであろう。1年を経過した時点での小括としてこの論考が少しでも活かされることを願っている。

(謝辞)

本稿を作成するにあたり、岐阜県において反貧困活動に関わってきた小山哲弁護士からは有益な助言・指導を得ることができた。また、1年間活動を継続するにあたっても様々な関係者にご尽力を頂いた。ここに感謝の意を表させて頂きたい。

〔註〕

- 1) 詳細については白井康彦『生活保護削減のための物価偽装を糾す!』あけび書房, 2014年を参照されたい。
- 2) 小山哲「ぎふ反貧困ネットワーク設立の報告」自由法曹団通信 1282号, 2008年
- 3) 「ボランティア組織 フードバンクぎふ」パンフレット
- 4) 生存権裁判を支援する全国連絡会編『朝日訴訟から生存権裁判へ』あけび書房, 2014年, 59 - 60頁
- 5) 前掲書, 74頁
- 6) 笹田参三『「ぎふ反貧困ネットワーク」ができた』自由法曹団通信 1282号, 2008年

〔参考文献・資料・URL〕

- ・生存権裁判を支援する全国連絡会編『朝日訴訟から生存権裁判へ』あけび書房, 2014年
- ・白井康彦『生活保護削減のための物価偽装を糾す!』あけび書房, 2014年
- ・生活保護問題対策全国会議編『間違いだらけの生活保護パッシング - Q & A でわかる生活保護の誤解と利用者の実像』明石書店, 2012年
- ・生活保護問題対策全国会議編『間違いだらけの生活保護「改革」 - Q & A でわかる基準引き下げと法「改正」の問題点』明石書店, 2013年

- ・湯浅誠『岩盤を穿つ「活動家」湯浅誠の仕事』文藝春秋, 2009年
- ・原口剛・稲田七海・白波瀬龍也・平川隆啓編著『釜ヶ崎のススメ』洛北出版, 2011年
- ・「生存権アクションぎふ」ブログ
<http://gifuseizonken.blog.fc2.com/> (2016年10月4日アクセス)
- ・「反貧困ネットワーク」ホームページ
<http://antipoverty-network.org/> (2016年10月4日アクセス)
- ・「フードバンクぎふ」ホームページ
<http://foodbankgifu.jp/> (2016年10月4日アクセス)